

第七章 小・中・高等学校等の通常の学級における障害のある児童生徒に対する指導や支援

1. 問題

(1) 小・中・高等学校等における障害のある児童生徒への個別の指導や支援

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中央教育審議会，2016）」が取りまとめられた。そこでは、児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた組織的、継続的な支援を可能にするために、育成を目指す資質・能力についての基本的な考え方について、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と共有するという方向性が示された。資質・能力の育成に当たっては、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成、指導の計画と実施が求められており、個々の児童生徒の発達課題や教育的ニーズに応じて指導や支援の充実を図ることが重要とされた。

中央教育審議会（2016）は、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれにおいて、指導や支援を充実させることがインクルーシブ教育システム構築のために必要であるとしている。その際、小学校、中学校及び高等学校等（以下、「小・中・高等学校等」とする）では、教育課程の連続性を考慮するとともに、全ての教科等において障害のある児童生徒が在籍することを前提に、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援の実施を進める必要性が示されている。これに基づき、通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童生徒が在籍している可能性を踏まえ、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例が具体的に示された（文部科学省，2017a, 2017b, 2018）。

平成 29 年告示の小学校・中学校学習指導要領（以下、小・中学校学習指導要領）及び平成 30 年告示の高等学校学習指導要領（以下、高等学校学習指導要領）の着実な実施に向けて、改訂の要点を踏まえた教育課程の編成、実施を通じて、児童生徒たちの十分な学びを確保し、一人一人の児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていくことが求められる。

(2) 小・中・高等学校等における個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用

個別の教育支援計画は、教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関や関係者等が、幼児児童生徒の状況や教育的支援の目標・内容等の情報を共有し、適切な指導と必要な支援を行うためのツールである。特別支援学校に在籍する児童生徒たちについて作成することとされていた個別の教育支援計画や個別の指導計画は、障害のある児童生徒一人一人に対

するきめ細かな指導や支援を組織的・継続的に行うために重要な役割を担っており、その意義や位置付けをより明確にする必要があると指摘されている（中央教育審議会, 2016）。

同様に、通常の学級にも、発達障害の児童生徒たちをはじめ、通級による指導を受けずに、障害のある児童生徒たちが在籍している場合があり、障害に応じた指導方法の工夫や保護者や関係機関と連携した支援を行うために「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」が作成・活用されてきている。こうした計画を効果的に活用することにより、指導や支援が組織的・継続的に行われることが一層望まれるとしている（中央教育審議会, 2016）。各学校においては、個別の教育支援計画、個別の指導計画を効果的に作成・活用することにより指導や支援が組織的、継続的に行われることが重要である。

2. 目的

本章では、小・中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領に基づいて、小・中・高等学校等が編成・実施する通常の教育課程のもとで、障害のある児童生徒一人一人の学びに必要な支援状況などを把握することを目的とする。この目的に沿って、研究Ⅰでは小・中学校の学校長への調査の結果を、研究Ⅱでは高等学校の教務主任への調査の結果を示す。

3. 研究Ⅰ「小・中学校の学校長への調査」

（1）方法

①手続き

小・中学校を対象とした調査の手続きは、「第Ⅰ章4. 本報告書の構成（2）研究の方法と結果等を記載した章①調査研究 d. 小・中学校教育課程状況調査（平成30年度）」に示したとおりである。

②質問項目

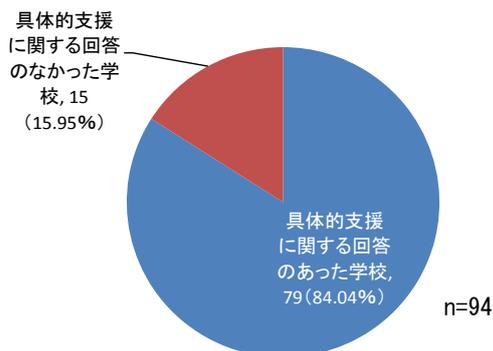
- a. 学習上、生活上の困難に対する支援の有無、具体的な支援の状況等
- b. 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用
- c. 組織的・計画的な対応

（2）結果

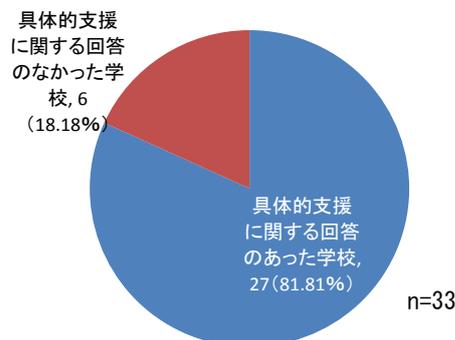
①学習上、生活上の困難に対する支援

各教科等の小学校学習指導要領解説及び各教科等の中学校学習指導要領解説には、障害のある児童（生徒）への配慮事項が記載されている。ここにある学習上、生活上の困難さと手立ての記述を参考に、34項目の困難さについて、各学校でどのような個別の指導や支援を行っているか記述を求めた。

回答は127校、小学校が94校、中学校が33校であった。具体的支援に関する記載があった学校を図Ⅶ-1及び2に示す。各教科等の小学校学習指導要領解説及び各教科等の中



図VII-1 児童の学習上生活上の困難への指導や支援（小学校）



図VII-2 生徒の学習上、生活上の困難への指導や支援（中学校）

学校学習指導要領解説の障害のある児童（生徒）への配慮事項に記載されている、学習上、生活上の困難さと手立ての記述を参考に、34 項目の困難さについて、各学校でどのように個別の指導や支援を行っているか記述を求めた。「担任が薄く下書をし、それをなぞらせる」（国語）、『商』や『等しい』など、抽象度の高い言葉をやさしい言葉に置き換えて説明している。（算数・数学）、「注目する声部等にマーカーで印をつけるなどして視覚的に分かりやすくしている。」（音楽）等、得られた記述は全部で 1649 件に及んだ。表VII-1 には、得られた記述のうち、記述数が多かったものや、特徴的なものを例示する。

表VII-1 児童生徒の困難さに対する個別の指導や支援の例

No	児童生徒の困難さ	具体的な支援の例
1	文章を目で追いながら音読することが困難である（国語など）	○一行ずつ読むことができるよう、他の部分を隠すようにしている。 ○マルチメディアデイジー教科書を使用している。
2	地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難である（社会など）	○注目させたい部分を拡大する。 ○電子黒板を使い、教科書を拡大してどの資料かが分かるような支援。
3	多くの声部が並列している楽譜など、情報量が多く、自分がどこに注目したらよいか混乱しやすい（音楽など）	○注目する声部等にマーカーで印をつけて渡す。 ○パート譜の用意。音符とリズムの補助書き込み。
4	1 単語当たりの文字数が多い単語や、文などの文字情報になると、読む手掛かりをつかんだり、細部に注意を向けたりするのが困難である（外国語など）	○重要語句に鉛筆で印をつけるなどして、視覚的に分かりやすいようにする。 ○4 本線がはっきりしたローマ字表の用意。
5	音声を聞き取ることが困難である（国語など）	○なるべくゆっくり端的に話す・文字で書いて指示を出す。 ○ノートテイクなどで視覚的に指導する。
6	文章を読み取り、数量の関係を式を用いて表すことが困難である（算数・数学など）	○ブロックやタイルなどを操作しながら考えさせる。
7	絵や文字を書くことが困難である（国語など）	○担任が薄く下書きし、それをなぞらせる。 ○マス目の大きいノートを使用する。

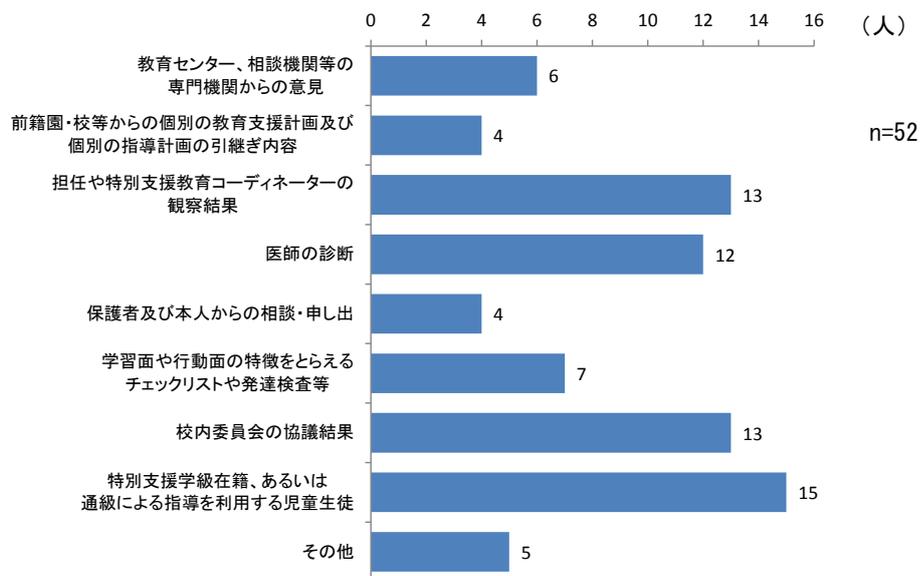
表Ⅶ-1 続き

No	児童生徒の困難さ	具体的な支援の例
8	空間図形のもつ性質を理解することが困難である（算数・数学など）	○立体模型など具体物を使用している。
9	データを目的に応じてグラフに表すことが困難である（算数・数学など）	○縦軸・横軸の意味理解と、座標の感覚をゲームを通して理解させる。 ○タブレットでグラフを作成する。
10	実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しがもてなかったりして、学習活動に参加することが困難である（理科など）	○手順や方法を表にして貼り出す。 ○小グループによる教え合い学習
11	社会的事象に興味・関心がもてない（社会など）	○身近な生活場面を例に挙げて気づかせるようにさせている。 ○パソコン等を使って、映像を写す。（実際の映像を使う）
12	活動への関心をもつことが困難である（家庭など）	○導入の段階で、関心があまりない児童を指名し、授業への参加を促す。
13	学習の振り返りが困難である（総合的な学習の時間など）	○対話形式で教師が聞き取りながら振り返る。 ○写真に記録をして、それを見ながら振り返る。
14	学習問題に気付くことが困難である（社会など）	○学習のめあてや課題は□で囲むなど、板書の約束を設けている。 ○授業での話し合いで、友だちの考えを聞くなど参考にさせる。
15	様々な情報の中から、必要な事柄を選択して比べることが困難である（総合的な学習の時間など）	○キーワードに線を引く。 ○まねることもOKとし、見本や手本となる児童とペア学習を行う。
16	様々な事象を調べたり、得られた情報をまとめたりすることが困難である（総合的な学習の時間など）	○調べ方、まとめ方の例を示す。スモールステップで取り組ませる ○まとめやすいようテンプレートを活用する。
17	自分の経験を文章にしたり、考えをまとめたりすることが困難である（生活など）	○日記を書かせたり、朝の会や帰りの会で、感想や自分の考えを発言する機会を設定している。 ○できごとを付箋に書いて、順番を整理させ、作文メモをつくる。
18	「商」「等しい」など、児童が日常使用することが少なく、抽象度の高い言葉の理解が困難である（算数・数学など）	○抽象度の高い言葉も意味を易しい言葉に置き換えて説明する。 ○言い換えカードを用意し、慣れるまで掲示する。
19	危険を伴う学習活動において、危険に気付くにくい（理科など）	○前もって、具体的に危険性の説明をしておく。 ○ICTで危険事例を紹介するなど、事前指導を入れる。
20	周囲の状況に気が散りやすく、包丁、アイロン、ミシンなどの用具を安全に使用することが困難である（家庭科など）	○包丁や火器類の取扱時のサポートや安全配慮のための声かけをする。 ○特別支援教育支援員を配置し、安全確保を図っている。
21	言葉での説明や指示だけでは、安全に気を付けることが困難である（生活など）	○写真、映像などを利用してイメージできるようにする。
22	話を最後まで聞いて答えることが苦手である（特別活動など）	○その近くの子で話す。話を短く端的にする。
23	学習に集中したり、持続したりすることが困難である（家庭など）	○どこまでやったらよいかを示す。「ここまでやったら休憩」というような言葉かけをする ○学習内容を分割して適切な量にする。途中でブレイクタイムを入れる。
24	自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難である（道徳科など）	○動作化して具体的に理解できるようにする。 ○友だちの意見を聞いて、自分と似ているものを選ばせる。

表Ⅶ-1 続き

No	児童生徒の困難さ	具体的な支援の例
25	勝ち負けに過度にこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする（体育・保健体育など）	○事前に勝ち負けだけでないことを伝えておく。 ○クールダウンできる場所を設定し、落ち着かせるようにしている。
26	相手の気持ちを察したり理解することが苦手である（特別活動など）	○相手の気持ちを代弁して伝える。 ○ソーシャルスキルトレーニングを取り入れる。
27	みんなで使うもの等を大切に扱うことが困難である（生活など）	○みんなで使うもののルールを掲示して知らせる。 ○整頓ボックスを設置。
28	他者との社会的関係の形成に困難さがある（道徳科など）	○ふわふわことばを使用する。よいところ見つける。 ○ロールプレイ等を多く取り入れ、どう思うか等を聞きながら、指導している。
29	声を出して発表することや、人前ではなすことへの不安を抱いている（総合的な学習の時間など）	○少しでもできたことをほめる。シナリオを準備しておく。 ○ペア同士の発表も取り入れる。（全体での発表でなくてもよいことを伝える）
30	学校行事における避難訓練等の参加に対し、強い不安を抱いたり戸惑ったりする（特別活動など）	○事前に活動の期日、流れなどを繰り返し知らせる。
31	複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある（体育・保健体育など）	○体幹トレーニングを適宜取り入れる。 ○全てではなく、課題の一部分や特定の部分に参加できればよいことにする。
32	音楽を形づくっている要素（リズム、速度、旋律、強弱、反復等）の聴き取りに困難さがある（音楽など）	○まずは体を使ったリズム取り（リトミック）から始め、道具（楽器）へと移行していく。 ○音符やリズム符を色分けするなどして視覚化を図る。
33	変化を見分けたり、微妙な違いを感じ取ったりすることが困難である（図画工作・美術など）	○質感の違いがあれば、触ったりする。 ○その部分をクローズアップし、注目させる。具体的に教える。
34	形や色などの特徴を捉えることや、自分のイメージをもつことが困難である（図画工作・美術など）	○教師がモデルを示す。 ○写真を見せたり、見本になる色を一緒に作ったりする。

②個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用



図Ⅶ-3 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する基準

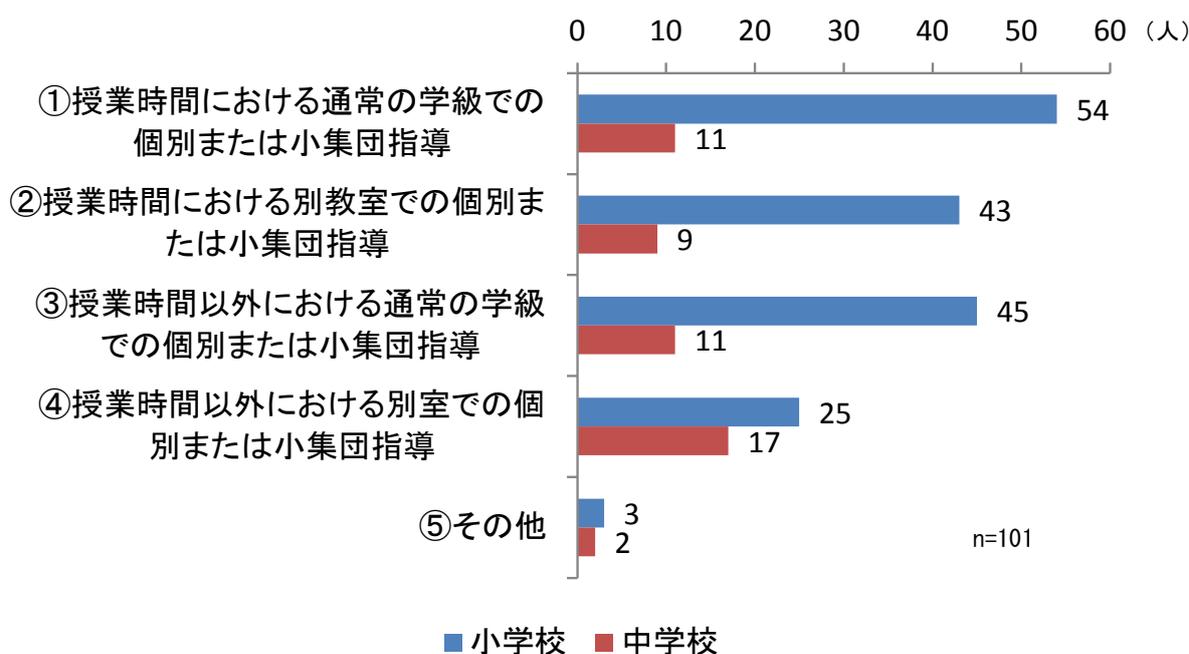
通常の学級に在籍する、学習上、生活上の困難のある児童生徒に対して、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する基準に関する自由記述を求めたところ、52人の回答を得た。回答の内容を参照し、記述に含まれる内容をカテゴリごとに分類した。1つの記述に複数の内容を含む場合は、当てはまるカテゴリ全てでカウントを行った。結果を図VII-3に示す。

最多の内容としてカウントされたのは、「特別支援学級在籍、あるいは通級による指導を利用する児童生徒」で15人だった。次いで「校内委員会の協議結果」が13人、「担任や特別支援教育コーディネーターの観察結果」が13人と続いた。

③組織的・計画的な対応

通常の学級に在籍する学習上、生活上の困難のある児童生徒に対して、通級による指導や特別支援学級での指導につながる前に、柔軟な形態での支援の場（例：放課後での補習指導等）の提供を行っているかどうかを尋ねた。選択肢は、「①授業時間における通常の学級での個別または小集団指導」「②授業時間における別教室での個別または小集団指導」「③授業時間以外における通常の学級での個別または小集団指導」「④授業時間以外における別室での個別または小集団指導」「⑤その他」とし、複数回答を可とした。小学校75人、中学校26人、合計101人から得た回答の結果を図VII-4に示す。

「①授業時間における通常の学級での個別または小集団指導」の回答は、小学校が54人、中学校が11人だった。「②授業時間における別教室での個別または小集団指導」の回答は、小学校が43人、中学校が9人だった。「③授業時間以外における通常の学級での個別または小集団指導」は、小学校が45人、中学校が11人だった。「④授業時間以外にお



図VII-4 柔軟な形態での支援の場の提供（複数回答）

ける別室での個別または小集団指導」は小学校が 25 人、中学校が 17 人だった。「⑤その他」は小学校が 3 人、中学校が 2 人だった。

4. 研究Ⅱ「高等学校の教務主任への調査」

(1) 方法

①手続き

高等学校を対象とした調査の手続きは、「f. 高等学校教育課程状況調査（令和元年度）」に示したとおりである。

②質問項目

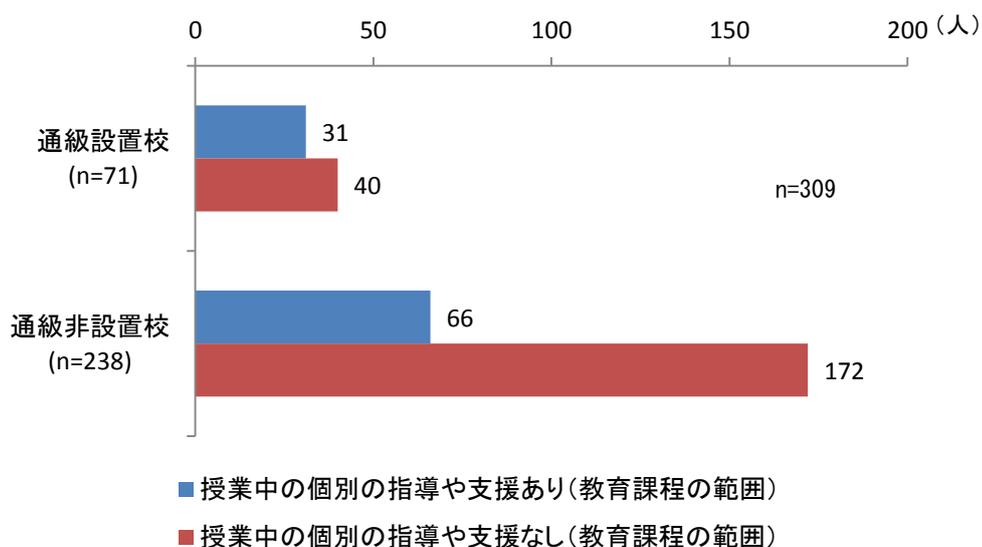
- a. 学習上、生活上の困難に対する支援の有無、具体的な支援の状況等
- b. 配慮実施の有無や内容に関する判断の在り方
- c. 組織的・計画的な対応

(2) 結果

①学習上、生活上の困難に対する支援

平成 28 年度以降に行われた特別な教育的ニーズのある生徒など（不登校生徒、日本語指導を必要とする生徒を除く）に対する、授業中の個別の指導や支援についての実施の有無、具体例について記述を求めた。

授業中、教育課程の範囲で行われた個別の指導や支援の有無については、回答は 309 校中、「あります」と回答した学校は 97 校で全体の 31.4% だった。「あります」とした学校から示された配慮の具体的な内容には、「視覚に障がいがある生徒に対し、タブレットを貸与、板書等をカメラ機能で撮ることなど。」「UD トーク、タッチスクリーンマイクを県より支



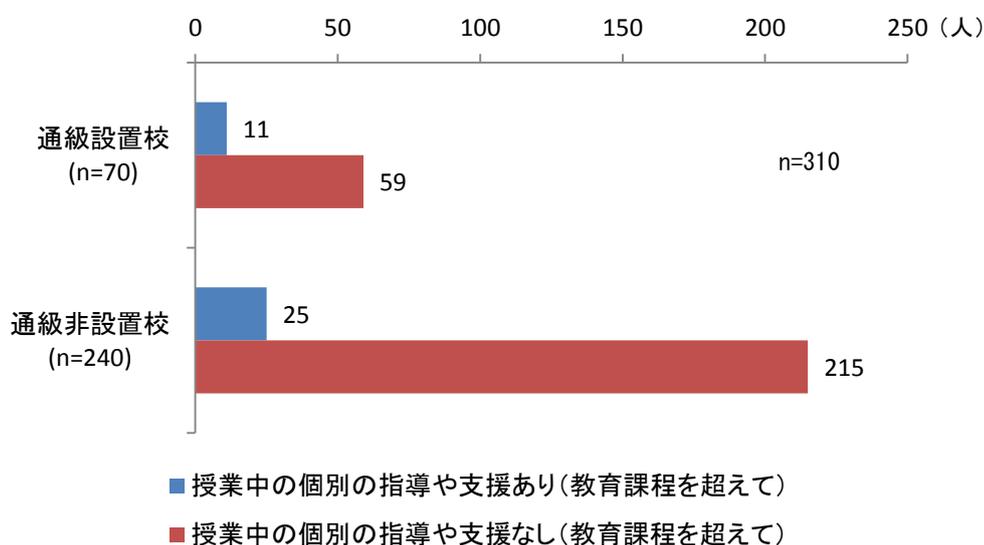
図Ⅶ-5 授業中の個別の指導や支援（教育課程の範囲内）の有無と通級指導教室の設置の有無のクロス集計

給されその使用を認めている。板書は見やすい文字でなるべく消さない書き方をするように教員に依頼している。」などが挙げられた。「ありません」と回答したのは、212校で全体の68.6%だった。

授業中に行った教育課程の範囲内での指導や支援の有無と、回答した各校の通級指導教室の設置の有無に関するクロス集計を行った結果を図VII-5に示す。309校中、通級設置校で配慮実績ありが31校、なし学校が40校、通級非設置校で配慮実績ありが66校、なしが172校だった ($\chi^2=6.44, df=1, p<.05$)。この結果と残差からは、通級設置校において授業中での教育課程の範囲内の個別の指導や支援の実績が多いとの解釈が可能であった。

授業中、学習内容や学習活動を一部変更するなど、教育課程の範囲を超えて行う配慮の有無については、回答は310校中、「あります」と回答した学校は36校で全体の11.6%だった。「あります」とした学校から示された指導や支援の具体的内容には、「体育でレポート。」「教科担任が、他の生徒と異なる基準で評価を行っている。」などが挙げられた。「ありません」と回答したのは、274校で全体の88.4%だった。

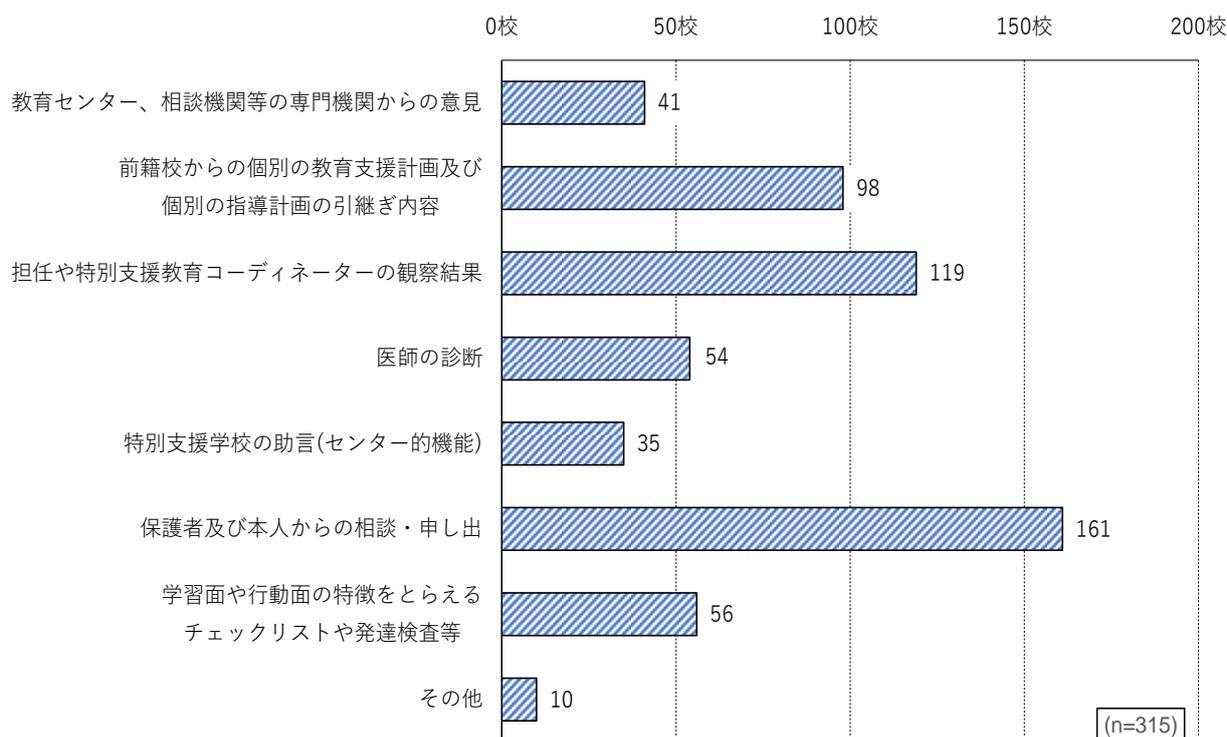
授業中に行った教育課程の範囲を超えた指導や支援の有無と、回答した各校の通級指導教室の設置の有無に関するクロス集計を行った結果を図VII-6に示す。310校中、通級設置校で配慮実績ありが11校、なし学校が59校、通級非設置校で配慮実績ありが25校、なしが215校だった ($\chi^2=1.48, df=1, n.s.$)。教育課程の範囲を超えた個別の指導や支援は、通級の設置/非設置で有意差は認められないとの解釈が可能であった。



図VII-6 授業中の個別の指導や支援（教育課程の範囲をこえたもの）の有無と通級指導教室の設置の有無のクロス集計

②個別の指導や支援実施の有無や内容に関する判断の在り方

個別の指導や支援実施の有無や指導や支援の内容に関する判断の基準について各校に尋ねた。回答は315校。指導や支援実施の有無や内容に関する判断の在り方について、各校に尋ねた。結果を図VII-7に示す。回答した学校中41校(13.0%)が「教育センター・相談機関等の専門機関からの意見」に基づいているとした。98校(31.1%)が「前籍校からの個別の教育支援計画及び個別の指導計画の引継ぎ内容」に基づいているとした。119校(37.8%)が「担任や特別支援教育コーディネーターの観察結果」に基づいているとした。161校(51.1%)が「保護者及び本人からの相談・申し出」に基づいているとした。56校(17.8%)が「学習面や行動面の特徴をとらえるチェックリストや発達検査等」に基づいているとした。10校(3.2%)が「その他」とし、そのうち6校は前籍校からの要望・面談・聞き取り・連絡会、2校がスクールカウンセラーによる所見・面談、2校が校内委員会での判断と回答した。



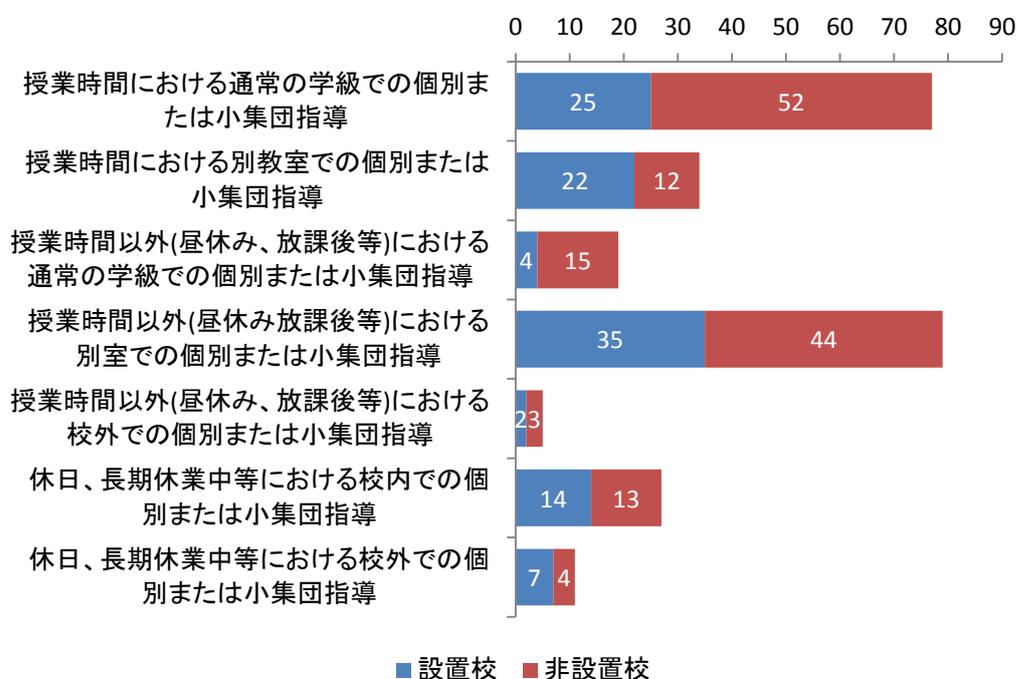
図VII-7 個別の指導や支援の実施の有無や内容に関する判断の在り方（複数回答可）

③組織的・計画的な対応

各学校において、学校や学科、コース等の共通理解に基づいて行う組織的かつ計画的な対応を尋ねた。対応として挙げたのは、「授業時間における通常の学級での個別または小集

団指導」「授業時間における別教室での個別または小集団指導」「授業時間以外（昼休み、放課後等）における通常の学級での個別または小集団指導」「授業時間以外（昼休み、放課後等）における別室での個別または小集団指導」「授業時間以外（昼休み、放課後等）における校外での個別または小集団指導」「休日、長期休業中等における校内での個別または小集団指導」「休日、長期休業中等における校外での個別または小集団指導」の7項目だった。回答は、167校から得ることができた。

回答した各校の通級指導教室の設置の有無により回答を分類した結果を図Ⅶ-8に示す。「授業時間における通常の学級での個別または小集団指導」は通級指導教室設置校の回答が25校、非設置校の回答が52校だった。「授業時間における別教室での個別または小集団指導」は通級指導教室設置校の回答が22校、非設置校の回答が12校だった。「授業時間以外（昼休み、放課後等）における通常の学級での個別または小集団指導」は通級指導教室設置校の回答が4校、非設置校の回答が15校だった。「授業時間以外（昼休み放課後等）における別室での個別または小集団指導」は通級指導教室の回答が35校、非設置校の回答が44校だった。「授業時間以外（昼休み、放課後等）における校外での個別または小集団指導」は通級指導教室設置校の回答が2校、非設置校の回答が3校だった。「休日、長期休業中等における校内での個別または小集団指導」は通級指導教室の回答が14校、非設置校の回答が13校だった。「休日、長期休業中等における校外での個別または小集団指導」は通級指導教室設置校の回答が7校、非設置校の回答が4校だった。



図Ⅶ-8 学校や学科、コース等の共通理解に基づいて行う組織的かつ計画的な対応

5. 考察

(1) 児童生徒の学習上、生活上の困難への支援

小・中学校等を対象とした調査の結果、小学校の84.0%、中学校の81.8%の学校が具体的な指導や支援の実施を報告した。小・中学校等の通常の学級では、発達障害を含む障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等の授業において、資質・能力の育成を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、指導や支援の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての充実を図ることが求められる（文部科学省，2017a,b）。結果からは、このような実践がすでに小・中学校等で相当数取り扱われていることを窺うことができる。

一方、同様の対応の求められる高等学校における授業中の個別の指導や支援の実施状況について、今回の調査では回答校309校中31.4%に当たる97校の報告に留まった。高等学校の実践においても、小・中学校等と同様に充実が図られるよう、対応の検討を要する。その際、通級指導教室の設置/非設置の違いにより個別の配慮実績の数に違いがあるという調査の結果を踏まえると、高等学校に通級指導教室を設置する中で、個別の支援の在り方が検討されたり、そこでの手立てを通常の学級でどのように取り扱うかが校内で共有されたりすることから、授業中の個別の指導や支援が行われる可能性が考えられる。ただし、個別の指導や支援の実績の数の違いは、教育課程の範囲内に限って生じているものであり、教育課程の範囲を超えた指導や支援については、通級の設置/非設置で違いがない。教育課程を適切に実施する上では、授業中に教育課程の範囲を超えた指導や支援を実施する合理性があるかどうかの判断は、通級指導教室の設置の有無にかかわらず、慎重に行われていることが考えられる。

(2) 配慮実施の判断の在り方

小・中学校等において、学習上、生活上の困難のある児童生徒に対して、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する基準について尋ねた結果を整理すると、「特別支援学級在籍、あるいは通級による指導を利用する児童生徒」という回答が最多だった。文部科学省（2017a,b）は、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒に対し、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、活用を求めている。このことと、特別支援学級の在籍や通級による指導の利用があるということをもって、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成の根拠とする、ということは、整合性のある判断といえる。

一方で、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成の根拠がこのことのみ依存すると、特別支援学級の在籍や通級による指導の利用のない児童生徒の教育的ニーズを的確に捉えることに課題を生じることが懸念される。先に指摘したとおり、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての充実が通常教育課程でも期待されている（文部科学省，2017a,b）。このことから、他の作成基準を明確にし、

児童生徒の教育的ニーズを的確に捉える体制を整えることが重要といえる。

高等学校については、個別の指導や支援実施の有無や指導や支援の内容に関する判断の基準の有無を尋ねた。最も回答数が多かったのが、保護者及び本人からの相談・申し出だった。一人一人の教育的ニーズに応じた支援のためには、本人・保護者と学校とが、必要な支援について合意形成を図ることが重要とされている（中央教育審議会初等中等教育分科会，2012）。加えて、平成30年度から制度化された高等学校における通級による指導においても、対象となる生徒の判断手続き等の中に、生徒や保護者との合意形成のプロセスを経ることが指摘されている（平成28年12月9日付け28文科初第1038号）。以上を踏まえ、高等学校において、個別の指導や支援実施の判断に際して、保護者及び本人との合意形成のプロセスを重視している姿勢が窺える。

（3）組織的・計画的な対応

通常の学級に在籍する学習上、生活上の困難のある児童生徒に対して、通級による指導や特別支援学級での指導につながる前に、どのような支援の場の提供を行っているかを尋ねたところ、小学校では、授業時間における通常の学級での個別または小集団指導を実施しているとする回答が最多だった。これを踏まえれば、支援を行うに当たり小学校段階では、授業時間に通常の学級で行われる指導や支援を充実させることが重視されていることが窺える。

これに対して、中学校の回答で最多だったのが授業時間以外における別室での個別または小集団指導であった。これは、高等学校でも同様であった。中学校、高等学校の段階では、各教科等の支援を個別の教育的ニーズに応じて実施しようとしたとき、授業時間以外における別室での個別または小集団指導という形態で対応することに合理性があることが考えられる。つまり、より高度な教科等の内容を扱う段階となる中学校、高等学校では、個別の教育的ニーズに対応するための物理的、時間的な環境の確保が有効といえる。高等学校の回答結果からは、通級指導教室設置校の回答が一定の比率で含まれていることから、別室の状況に関し、通級による指導が念頭に置かれていることも想定される。

（横倉・若林・井上）

引用文献

- 中央教育審議会（2016）. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）. <https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf>
- 中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）. <https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm>（アクセス日2021-01-09）

文部科学省（2016）学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）.
平成 28 年 12 月 9 日付け 28 文科初第 1038 号.

文部科学省（2017a）. 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編. <https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf>

文部科学省（2017b）. 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編.<https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_001.pdf>

文部科学省（2018）. 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説総則編.<https://www.mext.go.jp/content/20200716-mxt_kyoiku02-100002620_1.pdf>